

一般質問通告書

次の通り質問したいので通告します。

平成 26年 11月 18日

山北町議会議長 池 谷 荘次郎 殿

受付番号	第 8 号	質問議員	4番	藤原 浩	印
件 名	子ども・子育て支援新制度実施で、子どもを取り巻く環境は				

要 旨

平成 27 年度を目指して子ども・子育て支援新制度が本格的に実施される運びです。町でもそれに伴い、新たな認可や確認の基準にかかる条例制定等準備を進めている最中だと思われます。そこで子ども・子育て支援新制度の実施に伴い、町の子どもを取り巻く環境そして子育て支援をどのように向上させるかについて伺います。

- 1) 子ども・子育て支援新制度の実施によって、認定こども園制度が大きく変わります。山北町の場合、現在、保育園・幼稚園が全て公立であり、特にこの制度の実施によって既存の園が大きく変えられる事はありません。国では既存の幼稚園や保育所から認定こども園への移行について義務付けてはいません。町では、山北幼稚園とわかば保育園を連携し認定こども園とする考えを示しているが、その主たる目的は何か。認定子ども園にすることで、どのように子育て環境が向上するのか具体的にお示しいただきたい。
- 2) 子ども・子育て支援新制度で、国は放課後子ども総合プランとして、放課後児童クラブに対し新たな考え方を示し、平成 31 年度までの実施を目標としている。町では国の示す考えに倣い、放課後の児童保育の量的増加および質の向上を図り、子育ての環境向上を目指すべきと考えるがどうか。
- 3) 「子ども・子育て支援法」における事務については、内閣府が一元的に所管し、認定子ども園については、文部科学省・厚生労働省が所管し、制度全体では内閣府が所管します。その上で幼保連携推進室を設け一元的な窓口とし事業推進にあたっています。山北町としても円滑な連携をもって幼保連携の強化・推進を担うべく、子ども・子育て支援に関する窓口を一元化する必要があると思うがどうか。